

公正な研究活動の推進に向けて ～研究倫理教育・研究不正の状況等～

2025年11月21日

文部科学省 科学技術・学術政策局

参事官（研究環境担当）付 研究公正推進室長 須藤正幸

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
2. 研究機関における研究倫理教育等の状況
3. 文部科学省関連の研究不正の動向
4. 研究公正推進事業について
5. おわりに

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
2. 研究機関における研究倫理教育等の状況
3. 文部科学省関連の研究不正の動向
4. 研究公正推進事業について
5. おわりに

2006年8月 **研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて**
(科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)

その後も不正行為が後を絶たない

2014年8月 **研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン**
(文部科学大臣決定)

- 不正行為の事前防止のための取組
 - 定期的な研究倫理教育の実施
 - 研究データ等の保存・開示の義務付け
- 組織の管理責任の明確化
 - 研究機関における規程・体制の整備・公表等
- 特定不正行為及び管理責任に対する措置
 - 研究機関の体制整備等の不備が改善されない場合は、間接経費の削減等の措置

2018年12月 **科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律**

- 我が国の法律に初めて研究公正を規定。研究者、研究機関、国の責務を規定

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



文部科学省

対象

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の配分又は措置により、研究を行っている全ての研究活動

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

- ・研究活動における不正行為は、科学そのものに対する背信行為。
- ・研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対し厳しい姿勢で臨む必要。
- ・不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- ・大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



第2節 不正行為の事前防止のための取組

- ・研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上
- ・大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示
- ・不正事案について、文部科学省にて一覧化し公開

参考

● 研究活動における不正事案について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)では、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開することとしています。

ガイドラインの趣旨に鑑み、不正行為の態様を学ぶことによる不正行為への抑止や不正行為が発覚した場合の対応にいかすことを目的として、「不正事案の公開について」のとおり、平成27年4月以降に報告を受けた研究活動における不正行為については、不正行為に関する予算の配分又は措置が行われた年度に関わらず、特定不正行為以外の不正行為(二重投稿や不適切なオーサーシップなど)も含めて公開します。

なお、報告から一定期間(3年以上)を経過した事案については、公正な研究活動の推進に関する有識者会議での議論を踏まえ、研究機関名を非公開とします。

▶ [不正事案の公開について](#)

▶ [文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案\(一覧\)](#)

参照：文科省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



第3節 研究活動における特定不正行為への対応

【対象とする不正行為（特定不正行為）】

- ・故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータ等の捏造、改ざん、盗用

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制】

- ・特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備
- ・文部科学省等への報告（本調査の実施、調査結果（発生要因と再発防止策等）など）

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- ・特定不正行為の告発等の扱い、調査機関による告発に対する調査体制・方法
- ・悪意ではない告発者に対し、不利益な扱いをしてはならない
- ・特定不正行為が認定された調査結果の速やかな公表

※多くの研究機関では、二重投稿等の特定不正行為以外の行為についても不正行為の対象とし、特定不正行為と同様の対応を行なっている。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【研究者への措置】

- ・特定不正行為に係る競争的資金等の返還、申請及び参加資格の制限

【大学等の研究機関への措置】

- ・体制の整備等に不備があり、改善されない場合、「間接経費」の削減措置
- ・正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定) 概要



第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- ・文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- ・研究機関に対し、定期的に履行状況調査を実施し公表。不備がある場合、管理条件を付すなどにより指導・助言

<研究機関における研究公正の取組に関する調査>

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図ることを基本的な方針とし、研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めています。

本調査は、研究機関を訪問し、研究機関における公正な研究活動の推進に関する体制整備や取組の状況を把握し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組等を公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的としています。

各研究機関においては、これらの報告書を参考に他の研究機関の取組状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制整備や取組を一層推進されることを期待しています。

- [平成28年度研究機関における公正な研究活動の推進に資する促進モデル調査の結果について \(PDF:3.3MB\)](#)
- [平成29年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [平成30年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和元年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和2年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和3年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和4年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和5年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)
- [令和6年度「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査](#)

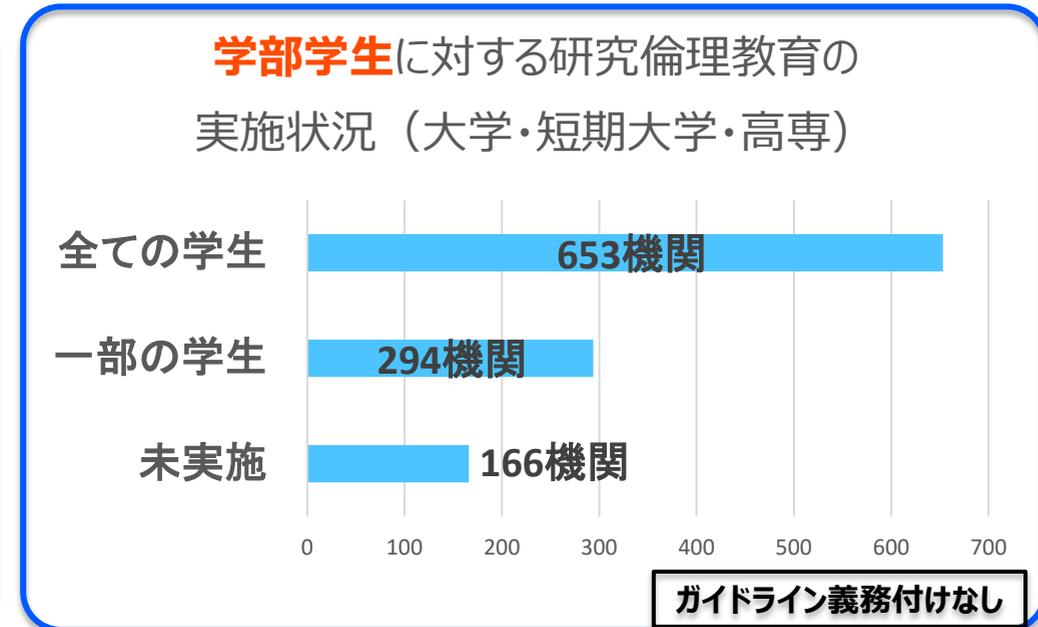
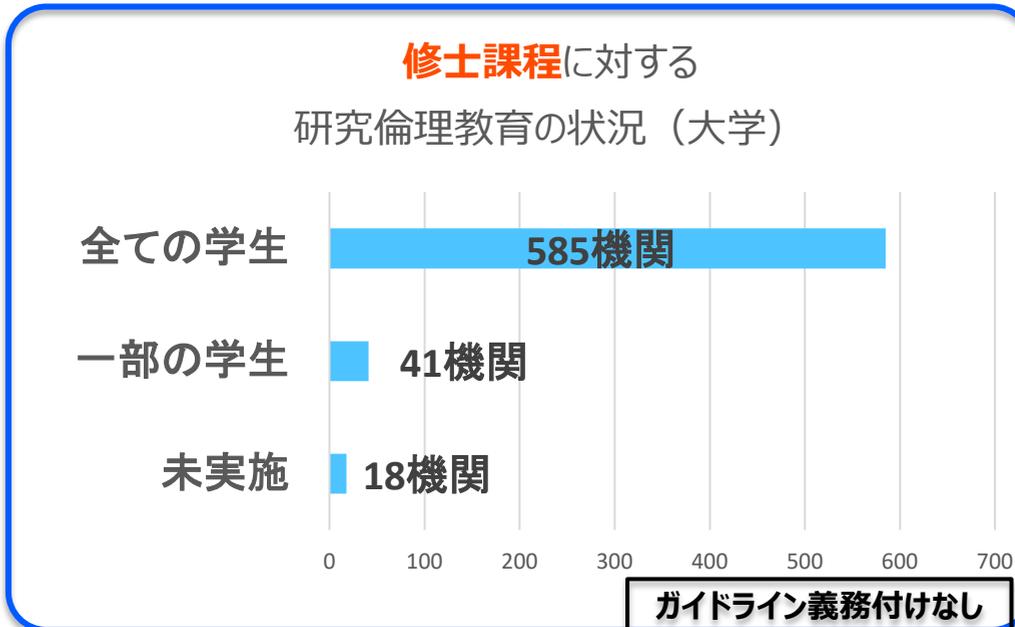
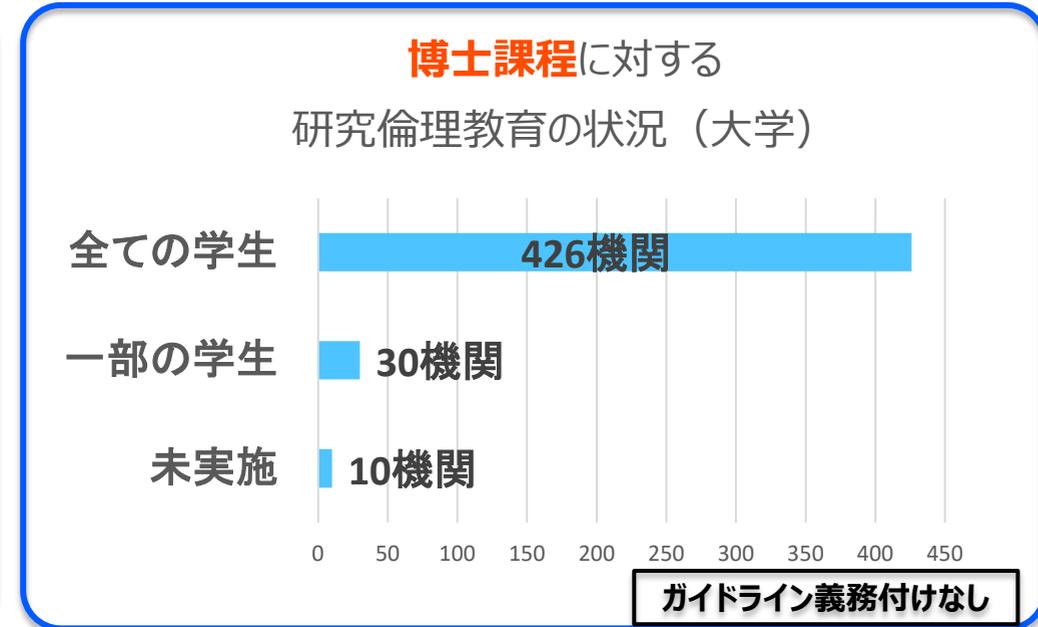
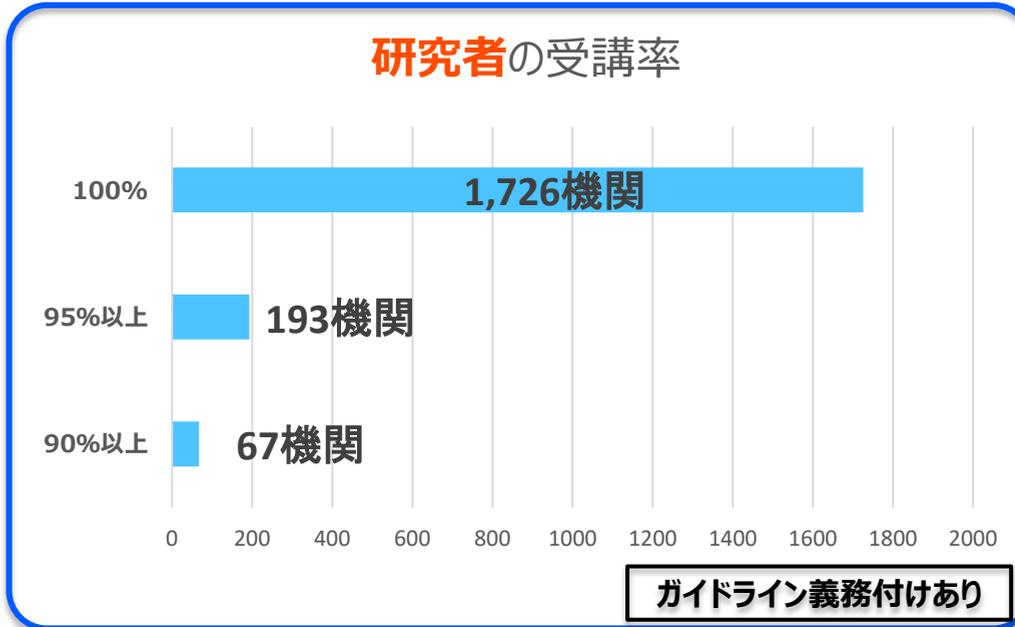
参照：文科省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進/研究機関における調査体制への支援】

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
- 2. 研究機関における研究倫理教育等の状況**
3. 文部科学省関連の研究不正の動向
4. 研究公正推進事業について
5. おわりに

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト（令和5年度版）』に基づく結果



『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト（令和5年度版）』に基づく結果

研究倫理教育の方法・対象		学部学生（※1）	修士学生（※2）	博士学生（※2）	研究者
eラーニング（APRIN：eAPRIN）	全員に対して実施	23（27）	143（141）	130（128）	575（575）
	一部に対して実施	124（119）	88（81）	83（80）	340（322）
eラーニング（JSPS：eLCoRE）	全員に対して実施	33（29）	190（181）	146（142）	717（717）
	一部に対して実施	132（128）	101（106）	79（80）	429（411）
eラーニング（その他：独自教材等）	全員に対して実施	22（20）	17（18）	15（15）	224（218）
	一部に対して実施	55（62）	44（42）	39（35）	126（122）
教材通読 （JSPS：科学の健全な発展のために）	全員に対して実施	37（36）	75（77）	60（62）	474（498）
	一部に対して実施	108（109）	87（86）	72（72）	402（404）
教材通読（その他：独自教材等）	全員に対して実施	158（161）	88（88）	56（57）	272（282）
	一部に対して実施	113（116）	64（71）	51（54）	160（168）
映像教材（JST：TheLAB）	全員に対して実施	2（2）	10（10）	4（4）	89（75）
	一部に対して実施	38（27）	32（28）	28（21）	169（151）
講義形式（討議・グループワーク等あり）	全員に対して実施	106（97）	68（64）	27（30）	145（152）
	一部に対して実施	130（133）	93（95）	73（70）	80（91）
講義形式（討議・グループワーク等なし）	全員に対して実施	269（281）	181（172）	124（122）	580（637）
	一部に対して実施	245（242）	147（152）	119（114）	280（275）
その他の機会	全員に対して実施	132（127）	92（93）	58（55）	136（135）
	一部に対して実施	121（123）	68（61）	53（49）	82（83）

※：数字は研究機関数、（）内は前年度調査 ※1：対象機関は、大学、短大、高専のみ ※2：対象機関は、大学のみ

<「その他」の取組例>

学部学生	修士課程学生	博士課程学生	研究者
<ul style="list-style-type: none"> 入学時・進学時のガイダンス・オリエンテーション 研究室配属時のガイダンス 学部・学科・研究室・ゼミ単位の指導 図書館に論文の書き方等を紹介するコーナーの設置 学生便覧・履修の手引等に研究倫理、剽窃の禁止・引用方法を掲載 等 	<ul style="list-style-type: none"> 入学時・進学時のオリエンテーション・ガイダンス 研究倫理教育の受講が学位論文申請要件 研究倫理を必修科目の講義 研究室・ゼミ単位の指導 研究倫理に関する誓約書の提出の義務付け 講習会・研修会の実施、独自DVDの活用 研究倫理の理解度チェック 等 	<ul style="list-style-type: none"> 入学時・進学時のオリエンテーション・ガイダンス 研究倫理教育の受講が学位論文申請要件 研究倫理を必修科目の講義 研究室・ゼミ単位の指導 研究倫理に関する誓約書の提出の義務付け 剽窃検知ソフトを活用した論文作成指導 博士学位論文の剽窃チェック 等 	<ul style="list-style-type: none"> 教授会、FD・SD研修、コンプライアンス研修 役職階層別研修（新入職員、新任幹部職等）や所属長による個別面談 研究倫理に関する誓約書の提出の義務付け 研究費の応募説明会／執行説明会 剽窃検知ソフトの活用・利用説明会 教育受講証の提出・理解度チェックテスト 等

特定不正行為以外の不適切な行為の扱いについて



「公正な研究活動の推進に関する有識者会議(28回)資料より抜粋」 文部科学省

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト（令和5年度版）』に基づく結果

	合計	二重投稿			不適切なオーサーシップ		
		具体的に定めている	具体的な定めはないが、広く読めるように定めている	定めていない	具体的に定めている	具体的な定めはないが、広く読めるように定めている	定めていない
国立大学	87 (87)	61 (52)	20 (25)	6 (10)	61 (51)	19 (26)	7 (10)
公立大学	103 (103)	63 (62)	33 (33)	7 (8)	64 (63)	32 (31)	7 (9)
私立大学	631 (632)	398 (396)	208 (205)	25 (31)	397 (394)	208 (205)	26 (33)
短期大学	259 (264)	155 (155)	85 (91)	19 (18)	154 (148)	86 (95)	19 (21)
高等専門学校	58 (58)	56 (56)	2 (2)	0 (0)	56 (56)	2 (2)	0 (0)
共同利用機関	20 (23)	7 (10)	1 (1)	12 (12)	7 (10)	1 (1)	12 (12)
国の機関・独法・国研	135 (149)	91 (97)	32 (34)	12 (18)	92 (99)	32 (33)	11 (17)
公立の機関・地方独法	170 (168)	81 (79)	68 (70)	21 (19)	81 (76)	69 (73)	20 (19)
その他・企業等	637 (612)	322 (320)	226 (223)	89 (69)	313 (308)	231 (229)	93 (75)
合計	2100 (2096)	1234 (1227)	675 (684)	191 (185)	1225 (1205)	680 (695)	195 (196)

<その他の不適切な行為の規程例（自由記述より抽出）>

※：数字は研究機関数、（）内は前年度調査

- ・科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- ・研究評価における不適切な取扱い（論文等の査読等ピアレビューにおける不当な取扱い等）
- ・利益相反に関わる諸問題
- ・不正行為の証拠隠滅・立証妨害

等

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
2. 研究機関における研究倫理教育等の状況
- 3. 文部科学省関連の研究不正の動向**
4. 研究公正推進事業について
5. おわりに

特定不正行為の認定・公表の状況（2015年度～2024年度）

「公正な研究活動の推進に関する有識者会議(30回)資料より抜粋」

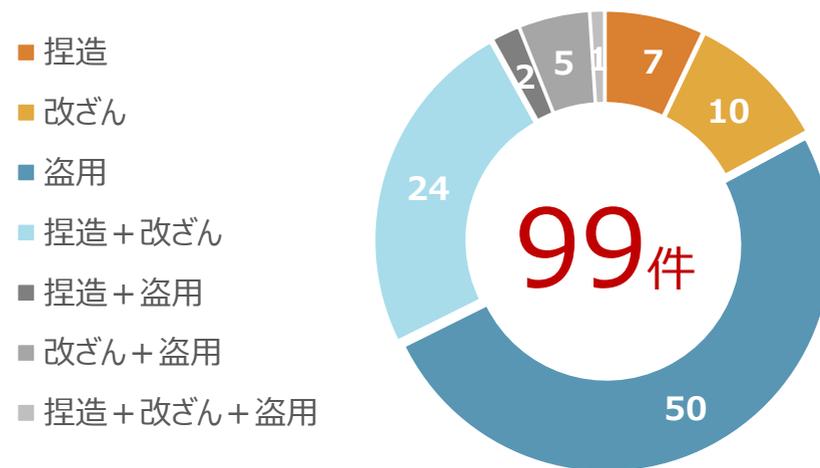


- 現行ガイドライン適用後（2015年度～2024年度）の文部科学省の予算の配分又は措置に関する研究不正について、
 - ① 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の件数は、**99件**（自然科学系52件、人文社会系47件）。
 - ② 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与した者等の数は、**135人**（自然科学系84人、人文社会系51人）。
- その他、二重投稿、自己盗用、不適切なオーサーシップが認定される事案もある。

特定不正行為の認定件数（年度別）

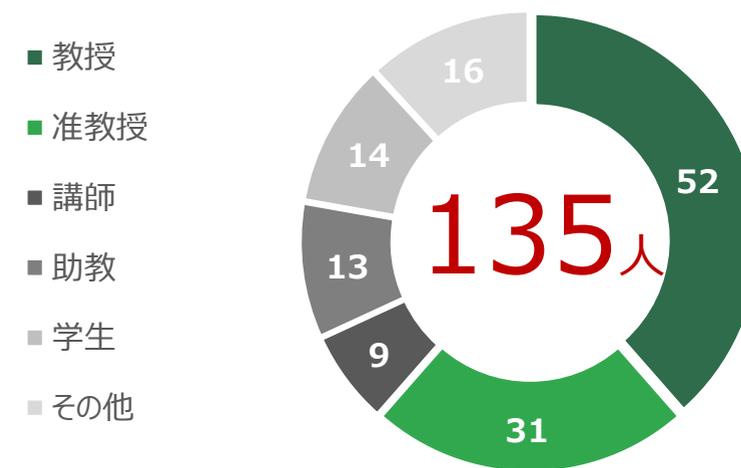
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
自然科学系	3件	5件	8件	3件	3件	6件	7件	9件	5件	3件	52件
人文社会系	6件	4件	7件	4件	6件	4件	5件	3件	5件	3件	47件
合計	9件	9件	15件	7件	9件	10件	12件	12件	10件	6件	99件

特定不正行為の認定件数（不正種別）



(※) 1事案に含まれる不正の種別毎の分類

特定不正行為の認定者数（職位別）



(※) 「不正行為に関与した者」と「不正行為に関与していないものの、特定不正行為があったと認定した研究に関わる論文等の責任著者」の総数

特定不正行為の認定・公表の状況（自然科学系・人文社会系）

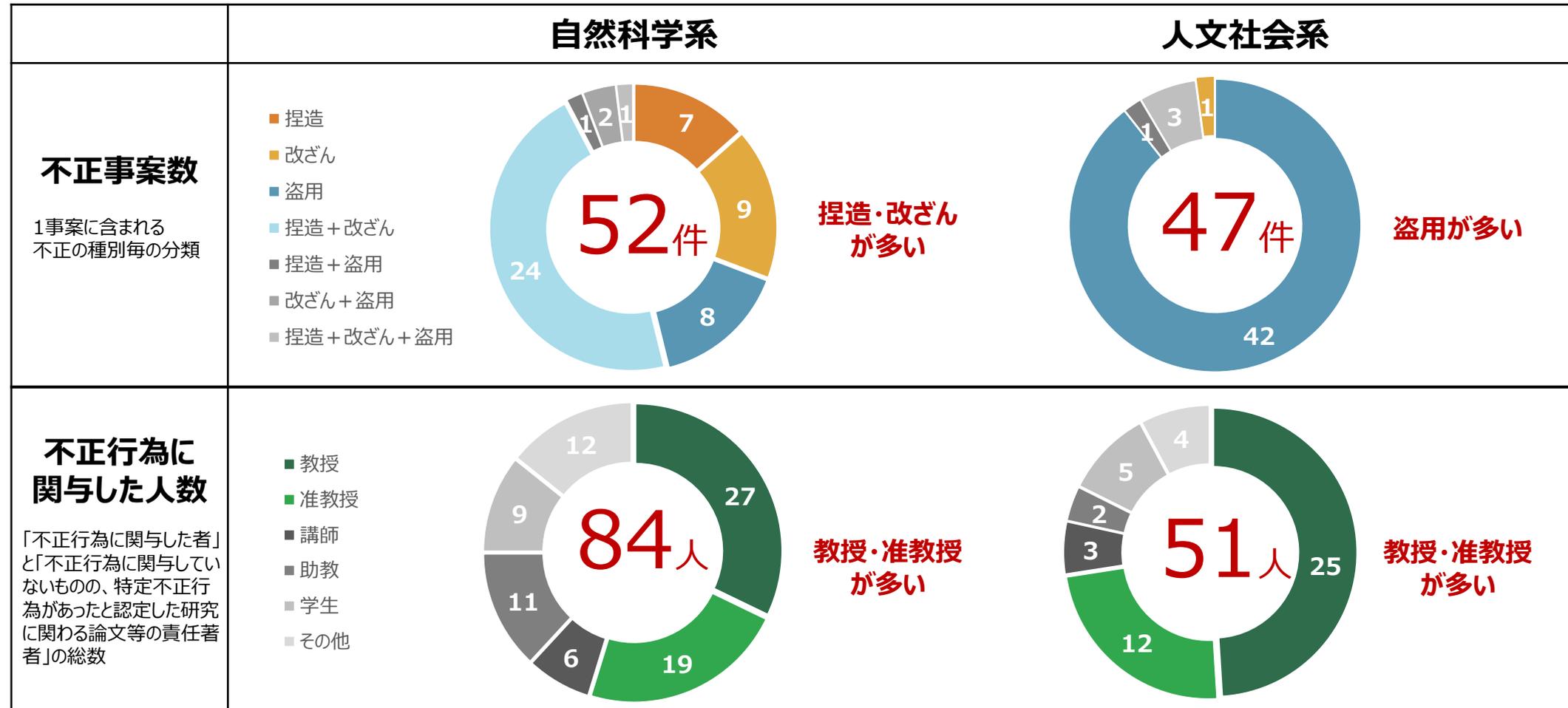
「公正な研究活動の推進に関する有識者会議(30回)資料より抜粋」



文部科学省

特定不正行為の認定件数（年度別）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
自然科学系	3件	5件	8件	3件	3件	6件	7件	9件	5件	3件	52件
人文社会系	6件	4件	7件	4件	6件	4件	5件	3件	5件	3件	47件
合計	9件	9件	15件	7件	9件	10件	12件	12件	10件	6件	99件



【参考】論文撤回数の状況



文部科学省

科学技術・学術政策研究所において、令和7年5月「撤回論文の概況2024 国・地域，分野，著者別の傾向と日本の状況」を公表。（ <https://www.nistep.go.jp/archives/60737> ）

撤回論文に関するデータベースであるRetraction Watch Data と、研究成果一般に関する書誌情報データベースであるOpenAlexを用い、撤回論文の年別推移や、学術分野別、著者所属機関の国・地域別、撤回理由別など、多角的な視点からデータを整理・分析。

公表された分析結果では、以下のような知見が得られたとされている。

- ・撤回論文の件数は年々増加傾向にある。
- ・撤回件数の多い国・地域は、通常の論文数や引用数における上位国とは異なる傾向を示している。
- ・特定の著者が突出して多くの撤回論文を出しているケースがあり、国・地域単位の傾向分析を難しくしている。
- ・我が国においては、一部の著者による大量撤回が全体の撤回数を押し上げていることが確認された。

※ 「撤回数 = 不正件数」ではないことには注意。

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
2. 研究機関における研究倫理教育等の状況
3. 文部科学省関連の研究不正の動向
4. **研究公正推進事業について**
5. おわりに

研究公正推進事業

(文部科学省/日本学術振興会/科学技術振興機構/日本医療研究開発機構) ※運営費交付金中の推計額含む

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



文部科学省

現状・課題

文部科学省では、研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにした上で、研究活動における不正行為を抑止する研究者、科学コミュニティ及び研究機関の取組を促しつつ、文部科学省、配分機関(FA)及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものとして、「[研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン](#)」(平成26年8月 文部科学大臣決定)を策定。

同ガイドラインに基づき、研究機関に対して、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を求めるとともに、特に大学においては、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことを求めている。文部科学省では、体制整備の状況等を把握するため、[研究機関に対し定期的に履行状況調査を実施](#)するとともに、配分機関等と連携し、[研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進](#)している。

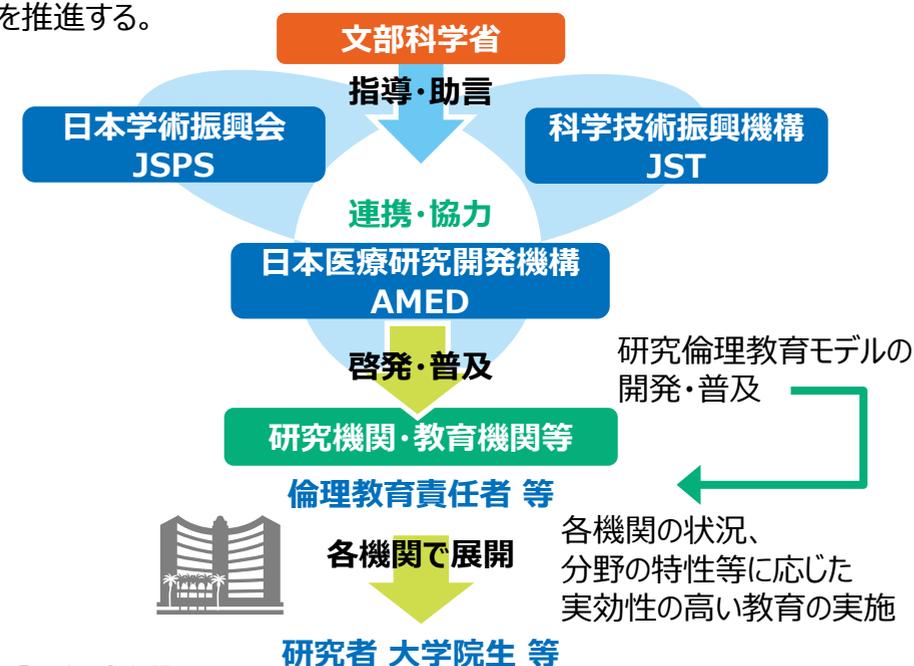
事業内容

【事業の目的・目標】

研究現場の実情や研究活動の多様性、研究分野の特性等も踏まえつつ、実効性の高いプログラムとするため、研究倫理教育教材の開発・普及や研究倫理教育の高度化支援等により、公正な研究活動を推進する。

【事業概要】

<日本学術振興会> (39百万円)	<科学技術振興機構> (74百万円)	<日本医療研究開発機構> (21百万円)
◆研究倫理教育教材の開発・普及		
テキスト教材(Green Book)、 eラーニング教材(eL CoRE)	研究倫理映像教材の制作 ※実践力強化のための 双方向型教育モデルの 開発・普及	医療分野の研究不正に 関する事例集
JSPS研究倫理セミナー	研究倫理教育担当者WS	医療分野の研究公正に 関するヒヤリ・ハット集
研究者の教育効果向上	担当者による研究機関での 研究倫理教育の企画力向上	適正な画像処理方法 ～雑誌の投稿規定の解説～
◆情報発信・連携・窓口		
	・ ポータルサイトの作成・運用等	・ 研究公正担当者の ネットワーク構築
	・ 研究公正シンポジウムの実施(3FA連携)	
	・ 研究機関からの体制構築の相談対応・助言(3FA)	



【取組事例】

- ・ eラーニング教材(日英)の開発・公開 <JSPS>
- ・ 研究公正ポータルサイト(日英)の構築・運用 <JST>
- ・ 医療分野の研究不正事例集の作成 <AMED>
- ・ 研究公正シンポジウムの開催(3FA連携、毎年度実施) 等

<文部科学省> ○ ガイドラインに基づく履行状況調査等 (3百万円)

(担当：科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付 研究公正推進室)

内容

1. 文部科学省の研究不正ガイドラインについて
2. 研究機関における研究倫理教育等の状況
3. 文部科学省関連の研究不正の動向
4. 研究公正推進事業について
5. おわりに

研究公正にも資する昨今の動向

○オープンサイエンス、FAIR原則の進展

- ・ 研究データポリシーの策定
- ・ データマネジメントプランの提出
- ・ 研究データのクラウド移行

○AIの進展

データ改ざん等への
抑制効果の期待

研究不正のアラートツール
の高度化への期待

ご清聴ありがとうございました。